

新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

学校法人 片柳学園

2020年11月

目 次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する本学園の考え方	1
I 学校運営	
1 感染症予防策の徹底	3
2 活動制限指針	3
3 教育研究活動上の留意点	4
4 登校の判断	5
5 学生会館・学生寮	6
6 年間行事計画等の見直し	6
7 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	6
8 教職員の健康管理	6
9 教職員の勤務体制	7
II 臨時休業	
1 感染者が出た場合	7
2 濃厚接触者を把握した場合 (同居家族が感染した場合など)	8
3 地域一斉の臨時休業	8
(付表 1)感染者が発生した場合の対応フローチャート	
(付表 2)感染者が発生した場合の対応	
1.キャンパス内での対応について	
2.八王子学生会館、蒲田・北海道校学生寮について	
(様式 1) 体調不良・発熱時の健康記録	
(様式 2) 新型コロナウイルス感染報告書	
(様式 3) 健康記録票 (感染確認後)	
(様式 4) 行動・接触者記録票	

【本ガイドラインについて】

本ガイドラインは、国からのガイドラインに基づき、本学園として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

【感染症対策に関する本学園の考え方】

教育活動の継続に当たっては、本学園において、以下5つの対策を講じることが重要と考えます。

- ・ 手洗い・手指消毒、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・ 校医と連携した学園内保健管理体制の整備
- ・ 日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・ 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避
 - ① 多くの人が密集
 - ② 換気の悪い密閉空間
 - ③ 近距離での会話や発声



・感染リスクを高めやすい、以下の5つの場面を徹底的に回避

場面① 飲食を伴う懇親会等

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

場面③ マスクなしでの会話

場面④ 狭い空間での共同生活

場面⑤ 居場所の切り替わり

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



I 学校運営

1 感染症予防策の徹底

(1) 学生

ア 本学園は、学生に対し、手洗い・手指消毒、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行を指導する。

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>

イ 学生には、毎朝、自宅(学生寮)で検温するよう指示するとともに、発熱等や味覚・嗅覚異常、倦怠感などコロナ感染症と思わしき症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。

ウ 登校前に確認できなかった学生については、必要に応じて学内で検温をする。

エ 通学時及び学園内では、必ずマスクを着用し、公共交通機関内（スクールバス内含む）での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めることを指導する。

オ 身体障がい等の理由によりマスク等の装着が難しいなどの場合は、咳エチケットの要領で、飛沫防止を行うようにする。本学園は、マスクを着用できない者の特性や事情を理解するよう指導に努める。また、マスクを着用できない者は、社会への理解を促すために、意思表示の明示に協力する。

(参考；わけがありますく <https://www.wakega-arimask.com/>)

(2) 教職員等（非常勤講師含む）

ア 教職員等（非常勤講師含む）（以下「教職員」という。）は、学生と接することから、手洗い・手指消毒、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 本学園は、教職員に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、（1）イに示す症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

(3) キャンパス内環境

ア キャンパス内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるとともに、換気設備を適切に使用する。

ウ 教室・トイレ・エレベーターなど学生が利用する場所のうち、特に多くの学生が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

2 活動制限指針

本学園の諸活動については、このガイドラインのほか、別に定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人片柳学園(法人本部、東京工科大学、日本工学院蒲田・八王子・北海道、日本語学校)の活

動制限指針」(レベル0～レベル4)(以下、「片柳学園活動制限指針」という。)に基づき、感染拡大状況に応じた活動制限を行い、留意するものとする。

3 教育研究活動上の留意点

教育研究活動を行う際は、学園全体への感染症の拡大を防止するため、多人数での活動はできるだけ避けることとする。また、臨時休業により学修に不足が生じる場合には、適切な対応を行うこと。

(1) 時差通学

電車・スクールバスによる通学での混雑を避けるよう、授業開始時刻・終了時刻を定める。

特に、スクールバスについては、待ち時間・乗車中の混雑を避けるよう、発着場所・経路や乗車人数の検討も含めて学生の安全に配慮した運行とする。

(2) 分散登校

健康観察を十分に行うとともに、密集を軽減した教育研究活動を実施するという観点から、各設置校学部学科・カレッジごとや、学年ごとの分散登校を実施する。

その際、各使用教室内が三つの密の空間とならぬよう配慮し、遠隔授業等も活用するなどして、教育研究活動の場の工夫に努める。

(3) 感染症対策に留意した授業の実施

ア 授業中、教員は飛沫防止のため必ずマスク又はフェイスシールドを着用する。

イ 近距離での会話をできるだけ避ける。やむを得ず、学生の会話や発声などが必要な場合は、咳エチケットの要領でマスクを着用する。

ウ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

エ 授業中、学生が体調不良を訴えコロナ感染症が疑われる場合は、その場で医療機関の指示を仰ぎ、医務室の使用はしない。

医務室 蒲田キャンパス 直通 03-3732-1120、03-37325-1350 内線 4038、5779

八王子キャンパス 直通 042-637-1054 内線 1119

オ パソコンなど複数の者が共有するものは定期的に消毒を行う。

(4) 学生食堂

ア 学生が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

イ 混雑を避けるため、時間差を設けた昼食時間を設定する。

ウ 弁当販売の拡大、入場制限等、学生食堂への学生の集中を分散させる。

(5) 休憩時間

ア 教室等のドアや窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 実習室等での共用機材を使用した実習後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

(6) 部活動・サークル活動

部活動・サークル活動は、「片柳学園活動制限指針」に基づき実施の可否を判断する。活動する場合は、次の事項に留意して実施する。

- ア 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、学生が密集した状態とならないよう工夫する。
- イ 学生の健康・安全の確保のため、顧問や指導員が、地域の感染状況や学生の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- ウ その他、活動に必要な指針を別途定める。

(7) 学校行事

- ア フレッシュャーズキャンプ、研修旅行、サービスラーニングなど宿泊を伴う行事やキャンパス外での活動は、「片柳学園活動制限指針」に基づいて判断する。
- イ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、学部学科・カレッジ・学年ごとに分散実施するとともに、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。
- ウ 講演会、避難訓練、体育祭、学園祭など学生が一堂に集まって行う活動は、「片柳学園活動制限指針」に基づいて判断する。ただし、延期又は中止となった場合でも、避難経路の確認については工夫して確実に行う。

(8) 保護者会、教育課程編成委員会等

- ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。
- イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- ウ TV 会議室システムやインターネットを活用した遠隔での実施も検討する。

(9) 学生生活指導

キャンパスより帰宅の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

4 登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な学生について

- ア 医療的ケアが日常的に必要な学生については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や校医に相談の上、当該学生の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い学生についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「欠席」とはせず、「出席停止」として扱う。

(2) 海外から帰国した学生について

ア 留学等から帰国した学生は、外務省のガイドラインに従い帰国後は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「欠席」とはせず、「出席停止」として扱う。

(3) 新型コロナウイルス感染症が疑われる学生について

別に定める「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合等の対応マニュアル」による。

5 学生会館・学生寮

ア 寮生は、毎日検温を実施し、健康記録表への入力を行うよう指導する。

イ 共用スペースの換気・清掃・消毒については、キャンパス同様適切に行う。

ウ 手指のアルコール消毒薬についても、寮内各所に配備する。

エ 食堂は、極力向かい合わせでの着席を避けるため、テーブルと座席を適正配置する。

オ 共同浴室についても、時差利用を推進し混雑を避ける取り組みを行う。

6 年間行事計画等の見直し

分散登校等により計画通り実施できなかった教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しを検討し、必要な変更を行う。

7 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように指導を行う。

8 教職員の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。管理職は、毎日、「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

(2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

(3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した運営体制を準備しておく。

(4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

(5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」と、感染リスクを高めやすい「5つの場面（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

9 教職員の勤務体制

政府の方針や感染状況等に応じて適切に決定し、学園内に業務連絡として速やかに周知する。

II 臨時休業

1 感染者が出た場合

(1) 学生の場合

ア 学長・校長は、当該学生について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 本学園は、学校保健安全法第20条に基づき、感染症の予防上必要がある時は学校の全部又は一部について臨時休業を行う。ただし、東京都衛生主管部局（北海道衛生主管部局）または所轄の保健所と相談の上、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について別途判断する場合がある。学生寮についても原則として同様とするが、所轄の保健所からの指示を踏まえて対応する。

ウ 保健所が濃厚接触者を特定し検査等の指示をする。本学園はプライバシーに注意し、その者の健康観察を行う。

エ 本学園は保健所の指示に従い、学園に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、キャンパス内（学生寮も含む）の消毒を行う。

オ 本学園は、学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合、その他感染拡大を防止すべき急迫の事態が生じた場合には、プライバシーに配慮した上で、学園利害関係人（学生・保護者等）に対して説明文書を公開する。

カ 登校再開にあたっては、所属校の手配するPCR検査を受け陰性が判明することを原則とし、最新の厚生労働省のガイドラインを基にし、社会情勢を考慮し対応する。

(2) 教職員の場合

当該教職員については、治癒するまでの間臨時休暇とする。なお、以降の対応については、「1

(1) 学生の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、学生が自宅で学修が進められるよう、事前に映像コンテンツも含めた教材等の準備を行う。また、臨時休業中の学生への学修支援として、ICTを活用した遠隔授業等の方法も併せて準備を行う。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

（1）学生の場合

ア 学長・校長は、学生の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該学生が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に学生・保護者に周知する。

イ 学長・校長は、保護者や学生から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該学生の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該学生に対して出席停止の措置を行う。

ウ この場合、本学園は原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

エ 本学園は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の学生の健康観察を行う。

（2）教職員の場合

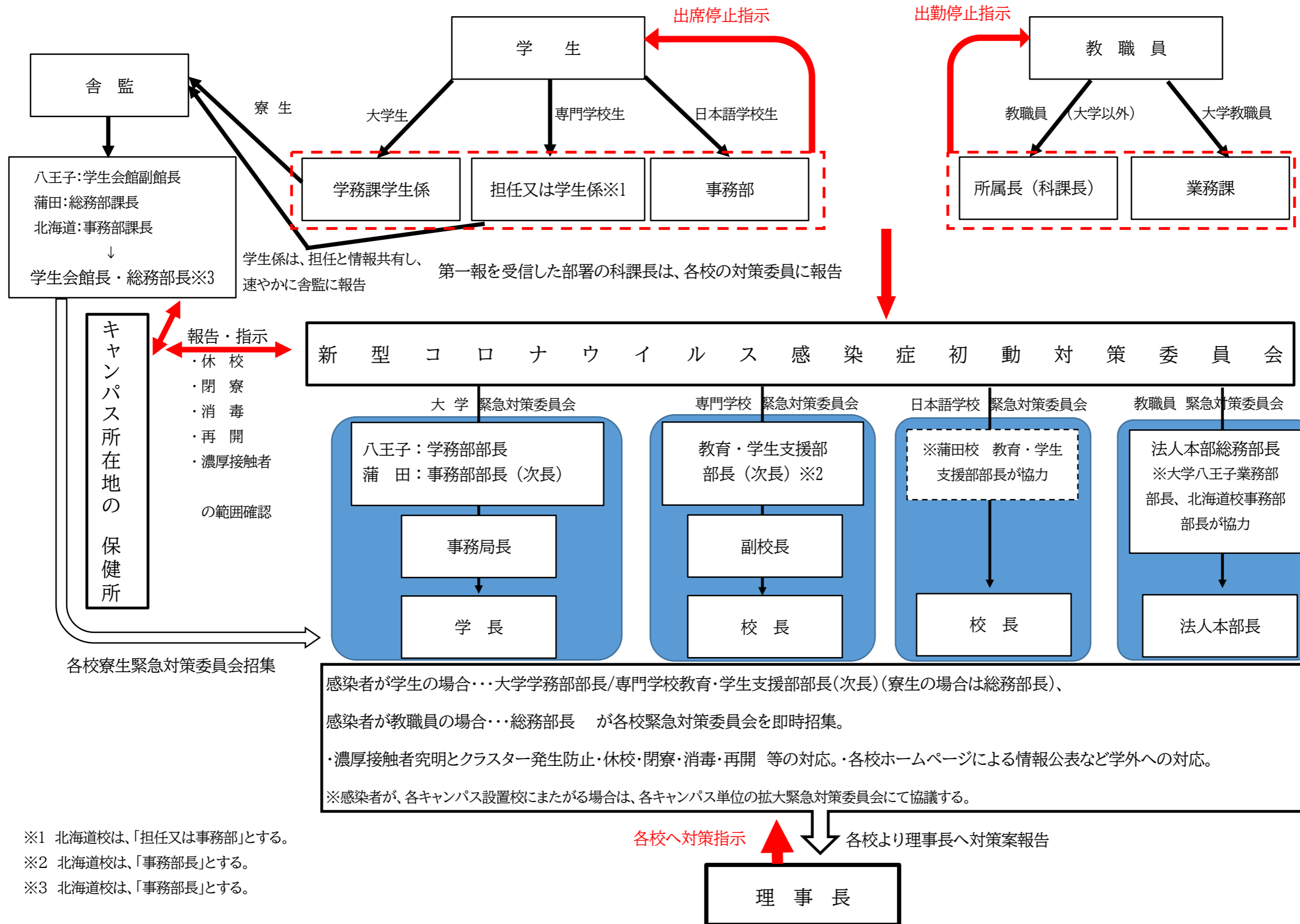
本学園は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間当該教職員を臨時休暇とする。なお、以降の対応については、「2（1）学生の場合」ウからエまでと同様の取扱いとする。

3 地域一斉の臨時休業

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増した「感染拡大警戒地域」においては、自治体の首長から地域全体の活動自粛強化の一環として臨時休業の要請がなされる場合がある。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合には、都道府県知事より学校施設の使用制限等の要請がなされる場合がある。この要請に基づく臨時休業を行う場合には、本学園として学生並びに教職員の安全を第一に考え、かつ地域における感染拡大の温床となることのないよう、速やかに臨時休業を実施する。この場合、臨時休業期間における学生学修の保障の見地から、教職員は在宅勤務等を第一として必要な業務を継続する。

なお、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定されたが、特措法による学校施設の使用制限等の要請がなされなかった場合は、本学園は地域における蔓延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断する。



※感染の疑いのある学生を把握した教職員は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう学生に指導し、氏名・連絡先を各校学生窓口へ報告すること。

※1 北海道校は、「担任又は事務部」とする。
 ※2 北海道校は、「事務部長」とする。
 ※3 北海道校は、「事務部長」とする。

1. キャンパス内での対応について

	発熱者・感染者の行動			学園・所属校の対応	
	八王子キャンパス	蒲田キャンパス	北海道キャンパス		
① 入構時の検温 (学生・教職員・外来者)	正門・西門・バイク駐輪場で検温を受ける。	スクールバス乗り場で検温を受ける。	教室・実習室入室時に検温を受ける。外来者は、3号館エントランスで検温を受ける。	毎朝自宅・寮等で各自検温と体調確認を行う。	・検温結果が高い場合は、複数回検温を実施。その際、時間をおいて、日陰等に場所を替えるなどして検温を実施する。
② 在校時の体調不良	【授業中の発生】 体調不良の学生は、速やかに帰宅する。 【勤務中の発生】 体調不良の教職員は、速やかに帰宅する。 【医務室の利用】 新型コロナウイルスが疑われる症状がある場合(体調不良も含む)は、医務室の利用は不可。			【授業中の発生】 教員は、体調不良の学生に速やかな帰宅を指示する。 【勤務中の発生】 所属長は、体調不良の教職員に速やかな帰宅を指示する。	
③ ①②で発熱確認の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱(37.5℃以上)確認時はマスクを着用の上、歩行が可能なら公共交通機関(八王子・北海道キャンパスの場合はスクールバス)で帰宅する。(必要に応じ、保護者に迎えを依頼)歩行が困難な場合は、救急119(判断に迷う場合には#7119)に連絡。 ・外来者に発熱があった場合は、入構をお断りする。 ・感染拡大阻止の為、その場からの帰宅を基本とし、大学生は学務課学生係に、専門学校生は担任または教育・学生支援部学生係(以下「所属校」とする)に報告。教職員は所属長に報告。 			<ul style="list-style-type: none"> ・報告を受けた所属校は本人に連絡をとり、状況の確認と、帰宅後の対応について連絡する。 ・所属校は、同時に、「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」の記入・提出の指示を行う。 	
④ 帰宅後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」の記入・提出を行う。 【通学・通勤許可の目安】 ・病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減し、薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも3日が経過している場合。ただし、主治医の判断がこれと異なる場合は、主治医に従う。 *解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など ・発熱が続く場合、倦怠感や呼吸困難、味覚異常等の症状がある場合は、新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)や最寄りの保健所へ相談し、指示に従う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、提出された「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」により確認する。 ・所属校及び所属長は、検温や体調確認の結果の連絡を受けて、通学・通勤許可の判断を行う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)や最寄りの保健所等の情報を提供する。 				
以下、感染が確認された場合(自宅での感染確認を含む)					
⑤ 感染連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・家族より、所属校に連絡。 ・「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の記入・提出を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・連絡を受けた所属校の科課長は、各校の新型コロナウイルス感染症初動対策委員(以下、初動対策委員)に報告する。 ・初動対策委員は、感染者の所属校において招集された緊急対策委員会に報告する。 ・所属校は、感染者に対し「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の記入・提出の指示を行う。 ・感染者が、「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の作成・提出が困難な状況の場合は、所属校が感染者本人からの聴取に基づいて作成を行う。 	
⑥ 所轄庁等への報告				<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査で陽性が確認されると病院から保健所へ、保健所から東京都もしくは北海道に連絡がいく。 ・大学学務部は、文科省に報告する。 ・専門学校教育・学生支援部及び事務課は、文科省並びに東京都もしくは北海道に報告する。 	
⑦ 臨時休業の実施				<ul style="list-style-type: none"> ・各校緊急対策委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、感染症の予防上必要がある時は学校の全部又は一部について臨時休業を行う。ただし、東京都衛生主管部局もしくは北海道保健福祉部と相談の上、当該学生の症状の有無、キャンパス内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。 ・濃厚接触者が発生した段階では、原則として臨時休業は実施しない。但し、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、臨時休業の実施を検討する場合がある。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒、および校内での濃厚接触者の特定がなされ、保健所より安全性が認められた場合、臨時休業を解除する。
⑧ 感染者の行動記録調査	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式3 健康記録票（感染確認後）」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、感染者に対し「様式3 健康記録票（感染確認後）」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出の指示を行う。 ・所属校において、感染者の時間割や行動記録から、接触者（履修者名簿等）、使用教室のリストを作成する。 ・課外活動参加の場合、活動時の接触者（部員名簿）、活動場所のリストを作成する。 ・保健所の実施する積極的疫学調査により、濃厚接触者の特定がされる。濃厚接触者に対する健康観察については保健所の指示に従う。
⑨ キャンパス消毒の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示により、感染者が使用した教室や行動した経路を消毒する。消毒は、学内の常駐清掃業者、必要に応じ消毒専門業者が実施する。 ・課外活動等の参加者が感染した場合は、使用した設備の消毒も行う。
⑩ 情報の公表		<ul style="list-style-type: none"> ・学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合、その他感染拡大を防止すべき急迫の事態が生じた場合には、各校緊急対策委員会は、感染者のプライバシーに配慮した上で、学園利害関係人（学生・保護者等）に対してホームページで説明文書を公開する。
⑪ 登校・出勤の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や保健所の指示に従い感染リスクがなくなるまで療養した後、所属校手配により、費用は学園負担としてPCR検査を受診する。 ・検査の結果がわかる資料を所属校に提出（コピーでも可）。 ・登校・出勤の再開は、学園の判断に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、医療機関や保健所が指示する療養期間が終了した後も再度陽性となる事例があることから、費用は学園負担にてPCR検査を受診させる。 ・所属校は、PCR検査の結果がわかる資料及び、提出された「様式3 健康記録票（感染確認後）」を確認した上で、登校・出勤を許可する。

2. 八王子学生会館、蒲田・北海道学生寮での対応について

	寮生自身の対応	学園・所属校の対応	舎監(管理会社)・清掃業者・給食業者の対応
① 毎日の検温	自室・舎監室で検温		
② 体調不良の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB フォームから「学生会館健康記録」を毎日提出。(八王子学生会館の場合) ・37.5℃以上発熱時は必ず、舎監に報告し、居室で安静にする。 ・大学生は学務課、専門生は教育学生支援部もしくは担任(以下「所属校」とする)に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB フォームにより提出された「学生会館健康記録」を確認し、疑いがある寮生に対して聞き取りを行う。(八王子学生会館の場合) ・所属校は寮生本人に連絡をとり、状況の確認と「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」の記入・提出を指示する。 ・学務課・教育学生支援部・総務課、事務課・教務課は情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎監は、寮生から 37.5℃以上発熱の報告を受けたら所属校もしくは総務課・事務課へ報告する。
③ 体調不良者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を所属校へ提出する。 ・所属校より通学の許可が出るまで、外出禁止とし、緊急の場合を除き、居室からは出ない。 ・体調が急変した場合は、ためらわずに舎監へ連絡する。 ・食事は舎監から給仕されるので、居室扉前で受け取る ・居室のごみはビニール袋などに入れ、しっかり口を縛り、居室で管理する(ダストルームの使用は禁止) ・第一学生会館、蒲田4寮、北海道校2寮の場合、学園もしくは、所属校より指定されたトイレ(個室)、洗面所を使用する。また、治癒が認められるまで、入浴は禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課もしくは事務課より、舎監へ食事の給仕を依頼する。 ・第一学生会館、蒲田4寮、北海道校2寮の場合は寮生本人に使用させるトイレ(個室)・洗面所を舎監と相談して決める。 ・寮生本人に使用させるトイレ(個室)・洗面所・治癒するまで入浴・ダストルームの使用禁止を舎監から寮生本人に伝えてもらう。 ・所属校は、提出された「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を確認し、以下の目安を元に通学を許可する。 <p>○通学許可の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減し、薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも3日が経過している場合。ただし、主治医の判断がこれと異なる場合は、主治医に従う。 <p>*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など</p>	<p>○食事対応</p> <p>舎監は、給食業者へ朝夕食の弁当作成を依頼し、居室前廊下で渡す。昼食・日曜祝日の食事は寮生本人の要望により購入し、届ける。その代金は総務課・事務課処理とする。</p> <p>○清掃対応</p> <p>清掃業者は、感染の疑いがある寮生本人の居室があるフロアについては、他のフロアより、清掃回数(消毒含め)を増やす。</p> <p>○トイレ(個室)、洗面对応</p> <p>舎監は、第一学生会館、蒲田4寮、北海道校2寮の場合、寮生本人に使用させるトイレ・洗面所と、治癒が認められるまで入浴・ダストルームの使用は禁止、ということを寮生本人へ口頭で伝える。使用させるトイレ・洗面所に表示はしない。</p>
④ 発熱が続く場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱が続く場合、倦怠感や呼吸困難、味覚異常等の症状がある場合は、新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)や最寄りの保健所へ相談し、指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生に対し、新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)や最寄りの保健所へ相談するよう指示する。 ・必要に応じ、学生に対し、新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)や最寄りの保健所の情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎監は、寮生本人に対し、新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)や最寄りの保健所へ相談するよう指示する。 ・舎監は、必要に応じ、寮生本人に対し、新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)や最寄りの保健所の情報を提供する。
以下、感染が確認された場合			
⑤ 感染報告と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の指示に従う。 ・本人・家族より舎監及び所属校に報告する。 ・「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の記入・提出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、舎監に対し、本人からの報告の有無の確認を行う。 ・学園・所属校は、保健所の指示に従う。 ・所属校は、感染者に対し「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」「様式3 健康記録票(感染確認後)」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出の指示を行う。 ・感染者が、「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の作成・提出が困難な状況の場合は、所属校が感染者本人からの聴取に基づいて作成を行う。 ・総務課もしくは事務課より清掃業者へ消毒を依頼する。消毒箇所は保健所の指示による。 ・在寮生及び寮関係者の対応は、保健所の指示に従う。 ・感染者の治療後の帰寮時期については、医療機関の指導に基づき学園が判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎監は、所属校に対し、本人からの報告の有無の確認を行う。 ・清掃業者は、学園及び保健所の指示に従い寮内の消毒を行う。保健所からの指示が入るまでに時間が掛かる場合は、感染者が3日間以内に使用した場所を直ちに消毒する。 ・舎監は、学園及び保健所の指示に従い在寮生及び寮関係者の対応を行う。
⑥ 隔離施設や入院治療中の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式3 健康記録票(感染確認後)」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示により、寮生本人の許可を取ったうえ、居室の消毒作業を行うよう、清掃業者、舎監へ指示。 ・大学 学務課は文科省に報告する。 ・専門学校 教育・学生支援部は文科省および東京都もしくは北海道へ報告する。 	<p>○清掃対応</p> <p>清掃業者は、保健所および総務課からの指示により、消毒を実施する。</p>

舎監（管理会社）・清掃業者・給食業者への依頼

- ① 手当てする時は、使い捨てのマスクや手袋を着用してください。嘔吐物など汚染物を処理する時も、手袋を着用してください。
- ② 手当てした後は、マスクや手袋をはずし、手洗いを徹底してください。
- ③ 使用したマスクや手袋は、他の人が触れないよう、すぐに専用の蓋つきゴミ箱に捨ててください。
- ④ 感染者が使用したティッシュやマスク、手当ての際に使用したマスクや手袋等のゴミを捨てる時は、他の人が触れないよう、ビニール袋などに入れ、しっかり口を縛り、専用の蓋つきごみ箱に捨ててください。
- ⑤ 感染者が使用した食器や衣類は、通常通りに洗えます。
- ⑥ 感染者がよく触れる場所を清掃・消毒してください。

様式

様式名	WEB 入力の場合
様式 1 体調不良・発熱時の健康記録	WEB フォーム様式 1
様式 2 新型コロナウイルス感染報告書	WEB フォーム様式 2
様式 3 健康記録票（感染確認後）	WEB フォーム様式 3
様式 4 行動・接触者記録票	WEB フォーム様式 4

体調不良・発熱時の健康記録

※1日朝晩2回の健康チェックをしてください。

記録終了後は、メールまたはFAXで学園内連絡先まで提出してください。

氏名() 携帯電話 ()

所属() メールアドレス ()

学籍番号()

学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。

(寮名: 部屋番号:)

※ 海外渡航者は以下の項目をご記入ください。

渡航先:国/都市()					
渡航期間:	年	月	日	~	年 月 日
帰国日 :	年	月	日		

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状等	その他の自覚症状	病院受診の有無
1日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
2日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
3日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
4日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
5日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
6日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
7日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・ 強いだるさ・下痢		無有()

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状等	その他の自覚症状	病院受診の有無
8日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
9日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
10日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
11日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
12日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
13日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
14日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()

学内連絡先

TEL:

メール:

FAX:

◎病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状軽減の場合は、
薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後少なくとも3日が経過すれば登校可能です。
ただし、主治医の判断がこれと異なる場合は、主治医に従うものとします。

新型コロナウイルス感染報告書

※新型コロナウイルス感染症陽性と診察された場合は、下記に記入後、メールまたはFAXで
学園内連絡先まで提出してください。

氏名() 連絡が取れる電話番号()
 所属() メールアドレス()
 学籍番号()
 学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。
 (寮名: 部屋番号:)

※ 海外渡航者は以下の項目をご記入ください。

渡航先:国/都市()	
渡航期間: 年 月 日 ~ 年 月 日	
帰国日 : 年 月 日	

検査日	年 月 日()	検査病院	所在地	
判定日	年 月 日()		病院名	

入院の有無	入院・自宅療養・その他施設療養
-------	-----------------

入院先・療養先	所在地	
	施設名	
	電話番号	

発症からの症状の経過	

症状が現れた日以降の、本学園学生・教職員との接触の有無	有・無
-----------------------------	-----

今後の見通し等についての医師の所見	

学内連絡先	
TEL:	
メール:	
FAX:	

◎本書の提出が困難な状況の場合は、まず学内連絡先にお電話にて報告願います。

健康記録票(感染確認後)

※1日朝晩2回の健康チェックをしてください。

記録終了後は、メールまたはFAXで学園内連絡先まで提出してください。

氏名() 携帯電話 ()

所属() メールアドレス ()

学籍番号()

学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。

(寮名: 部屋番号:)

※ 海外渡航者は以下の項目をご記入ください。

渡航先:国/都市()
渡航期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
帰国日 : 年 月 日

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状等	その他の自覚症状	入院・隔離治療の有無
1日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
2日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
3日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
4日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
5日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
6日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
7日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状等	その他の自覚症状	入院・隔離治療の有無
8日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
9日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
10日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
11日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
12日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
13日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
14日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()

学内連絡先

TEL:

メール:

FAX:

◎併せて、様式2 新型コロナウイルス感染報告書を提出してください。

行動・接触者記録票

※この記録は、入院や自宅待機が始まる10日前からの行動を記入してください。

詳細が不明な場合は、覚えている範囲で記入願います。

氏名() 携帯電話 ()

所属() メールアドレス ()

学籍番号()

学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。

(寮名: 部屋番号:)

※ 海外渡航者は以下の項目をご記入ください。

渡航先:国/都市()	
渡航期間: 年 月 日 ~ 年 月 日	
帰国日 : 年 月 日	

日数	日付	項目	行動(時刻・場所・移動経路等)/接触者(氏名・続柄・年代・連絡先等)
入院・自宅待機開始日	/	行動	
		接触者	
1日前	/	行動	
		接触者	
2日前	/	行動	
		接触者	
3日前	/	行動	
		接触者	
4日前	/	行動	
		接触者	
5日前	/	行動	
		接触者	
6日前	/	行動	
		接触者	

日数	日付	体温(℃)	行動(時刻・場所・移動経路等)/接触者(氏名・続柄・年代・連絡先等)
7日前	/	行動	
		接触者	
8日前	/	行動	
		接触者	
9日前	/	行動	
		接触者	
10日前	/	行動	
		接触者	



学内連絡先

TEL:

メール:

FAX:

「学校法人片柳学園 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」新旧表

新 (2020年11月)	旧 (2020年7月)
【本ガイドラインについて】	【本ガイドラインについて】
国からのガイドライン	国からの学校再開ガイドライン
【感染症に対する本学園の考え方】	【感染症に対する本学園の考え方】
教育活動の継続に当たっては、	今後、教育活動の再開に当たっては、
①多くの人が密集 ②換気の悪い密閉空間	①換気の悪い密閉空間 ②多くの人が密集
 <p>密集回避 密室回避 密接回避</p>	
感染リスクを高めやすい、以下の5つの場面を徹底的に回避 場面①飲食を伴う懇親会等 場面②大人数や長時間におよぶ飲食 場面③マスクなしでの会話 場面④狭い空間での共同生活 場面⑤居場所の切り替わり	
	
I 学校運営	I 学校運営
1 感染予防策の徹底	1 感染予防策の徹底
(1) 学生	(1) 学生
イ 発熱等や味覚・嗅覚異常、倦怠感などコロナ感染症と思わしき症状	イ 発熱等の風邪の症状
イ 自宅で休養	イ 無理をせずに自宅で休養
オ 身体障がい等の理由によりマスク等の装着が難しいなどの場合は、咳エチケットの要領で、飛沫防止を行うようにする。本学園は、マスクを着用できない者の特性や事情を理解するよう指導に努める。また、マスクを着用できない者は、社会への理解を促すために、意思表示の明示に協力する。 (参考：わけがありますく https://www.wakega-arimask.com/)	
(2) 教職員等 (非常勤講師含む)	(2) 教職員等 (非常勤講師含む)
イ (1) イに示す症状	イ 発熱等の風邪の症状
2 活動制限指針	8 活動制限指針
本学園の諸活動については、このガイドラインのほか	本学園の諸活動については、上記のほか
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法	「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制

人片柳学園(法人本部、東京工科大学、日本工学院蒲田・八王子・北海道、日本語学校)の活動制限指針(レベル0～レベル4)(以下、「片柳学園活動制限指針」という。)に基づき	限指針」(レベル0～レベル4)に基づき
3 教育研究活動上の留意点	2 教育活動上の留意点
(1) 時差通学	(1) 時差通学
削除	当面の間、
(2) 分散登校	(2) 分散登校
削除	緊急事態宣言解除後に登校を再開する場合においても、外出制限期間終了後の
密集を軽減した教育研究活動を実施するという観点から、	密集を軽減し段階的に教育活動を開始するという観点から、
削除	当面の間
(3) 感染症対策に留意した授業の実施	(3) 感染症対策に留意した授業の実施
ア マスク又はフェイスシールドを着用	ア マスクを着用
削除	ア (学内有隣堂ブックセンターにて販売)
エ 授業中、学生が体調不良を訴えコロナ感染症が疑われる場合は、その場で医療機関の指示を仰ぎ、医務室の使用はしない。	エ 授業中、学生が体調不良を訴えた場合は、医務室へ電話連絡し、指示に従うとともに、適切な医療機関の受診も含めた指導を行う。
(6) 部活動・サークル活動	(6) 部活動・サークル活動
部活動・サークル活動は、「片柳学園活動制限指針」に基づき実施の可否を判断する。活動する場合は、次の事項に留意して	学校再開後も、当面、部活動・サークル活動は実施を見合わせるが、活動を再開する場合も次の事項に留意して
削除	「ア・イ・ウ・カ」
「ア」	「エ」
「イ」	「オ」
ウ その他、活動に必要な指針を別途定める。	
(7) 学校行事	(7) 学校行事
ア 「片柳学園活動制限指針」に基づいて判断する	ア 延期又は中止する
ウ 「片柳学園活動制限指針」に基づいて判断するただし、延期又は中止となった場合でも、	ウ 延期又は中止する
5 学生寮・学生会館	(10) 学生寮
4 登校の判断	3 登校の判断
(3) 新型コロナウイルス感染症が疑われる学生について	
別に定める「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合等の対応マニュアル」による。」	
7 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処
6 年間行事計画等の見直し	5 年間行事計画等の見直し
8 教職員の健康管理	6 教職員の健康管理
(5) 「3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの	(5) 「3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの

人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場」と、感染リスクを高めやすい「5つの場面(飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」を避けること	人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場」を避けること
9 教職員の勤務体制	7 教職員の勤務体制
政府の方針や感染状況等に応じて適切に決定し、学園内に業務連絡として速やかに周知する。	これまで発出した教職員各位あての業務連絡(第1報から第16報)のとおりとする。なお、今後の政府の方針や感染状況等に応じて、速やかに別途通知する。
II 臨時休業	II 臨時休業
1 感染者が出た場合	1 感染者が出た場合
(1) 学生の場合	(1) 学生の場合
オ 本学園は、学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合、その他感染拡大を防止すべき急迫の事態が生じた場合には、プライバシーに配慮した上で	オ 本学園は、プライバシーに配慮した上で
カ 登校再開にあたっては、所属校の手配するPCR検査を受け陰性が判明することを原則とし、最新の厚生労働省のガイドラインを基にし、社会情勢を考慮し対応する。	
(2) 教職員の場合	(2) 教職員の場合
治癒するまでの間臨時休暇とする	治癒するまでの間休ませる
「1(1)学生の場合」の「イからカまでと同様」	「1(1)学生の場合」の「イからオまでと同様」
2 濃厚接触者を把握した場合(同居家族が感染した場合など)	2 濃厚接触者を把握した場合(同居家族が感染した場合など)
(1) 学生の場合	(1) 学生の場合
削除	オ 本学園は、プライバシーに配慮した上で、学園利害関係人(学生・保護者等)に対して説明文書を公開する。
(2) 教職員の場合	(2) 教職員の場合
当該教職員を臨時休暇とする	当該教職員を休ませる
「2(1)学生の場合」ウからエまで	「2(1)学生の場合」ウからオまで

付表2	付表2
学園・所属校の対応	学園・所属校の対応
⑩情報の公表	⑩情報の公表
学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合、その他感染拡大を防止すべき急迫の事態が生じた場合には、各校緊急対策委員会は、感染者のプライバシーに配慮した上で、	各校緊急対策委員会は、感染者のプライバシーに配慮した上で、
⑪登校・出勤の再開	⑪登校・出勤の再開
・所属校は、医療機関や保健所が指示する療養期間が終了した後も再度陽性となる事例があることから、費用は学園負担にてPCR検査を受診させる。	

<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、PCR 検査の結果がわかる資料及び、提出された「様式 3 健康記録票 (感染確認後)」を確認した上で、登校・出勤を許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、提出された「様式 3 健康記録票 (感染確認後)」を確認し、登校・出勤を許可する。
<p>削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登校・出勤にあたっては、医療機関からの「陰性証明書」の提出を求めているではない。
<p>発熱者・感染者の行動</p>	<p>発熱者・感染者の行動</p>
<p>①登校・出勤の再開</p>	<p>①登校・出勤の再開</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や保健所の指示に従い感染リスクがなくなるまで療養した後、所属校手配により、費用は学園負担として PCR 検査を受診する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発症後、少なくとも 2 週間の間出席停止・臨時休暇とし、療養の上、医療機関の指示に従い、感染リスクがなくなるまで自宅療養後に登校・出勤を再開。
<ul style="list-style-type: none"> ・検査の結果がわかる資料を所属校に提出 (コピーでも可)。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・登校・出勤の再開は、学園の判断に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校・出勤前に、所属校に連絡を行う。